

(公社) 北海道トラック協会  
**セーフティ通信**  
 ～ストップ・ザ・交通事故～

第1534号  
 R02.3.6  
 (公社) 北海道トラック協会  
 TEL (011) 511-9784  
 FAX (011) 521-5810  
 HP アドレス <http://www.hta.or.jp/>

# 異常気象時における輸送の目安設定

昨今の台風等異常気象時において、トラック運送事業者が**輸送の安全を確保**することが困難な状況下で**荷主に輸送を強要**され、**トラックが横転**するなどの事故が発生していることから国土交通省から異常気象時における輸送の目安が公表されました。

## 1 異常気象時における措置の目安

別表の通り、輸送の可否の判断を行うに当たっては、出発地や集貨先、配送先及び**輸送経路上の気象情報**から判断すること。

## 2 輸送を中止した場合の対応

運送事業者又は運行管理者は、気象情報等から輸送の可否を判断し**輸送を中止**することとした場合には、その**判断に至った理由等**を直ちに**荷主(真荷主のほか元請事業者を含む。以下同じ。)**や運送事業者へ**報告**し、当該輸送の**取扱いについて相談**すること。

## 3 不適切な輸送を荷主に強要された場合の対応

別表に従い、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じた場合であっても安全な輸送を行うことができない状況であるにもかかわらず、**荷主に輸送を強要**された場合には、国土交通省ホームページに設置する「**意見募集窓口**」、北海道運輸局又は最寄りの運輸支局にその旨通報されたい。

## 4 その他

- (1) 別表に定める基準は、目安として示したものであり、**荷主と輸送の安全の確保**について配慮しつつ調整した上で具体的な取扱いを定めることは差し支えない。
- (2) 別表の内容は、今後必要に応じて改定することとする。
- (3) 事後の紛争を防止するため、通達で定める基準や、輸送を中止した場合の取り扱い等については、事前に荷主との運送契約書等において定めておくことが望ましい。

### 【別表】

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時	20～30 mm/h	ワイパーを早くしても <b>見づらい</b>	輸送の安全を確保するための措置を講じる <b>必要</b>
	30～50 mm/h	高速走行時、 <b>車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる</b> (ハイドロプレーニング現象)	<b>輸送を中止</b> することも検討するべき
	50 mm/h	車の <b>運転は危険</b>	輸送することは <b>適切でない</b>
暴風時	10～15 mm/s	道路の <b>吹き流し</b> の角度が <b>水平</b> になり、高速運転中では <b>横風に流される</b> 感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる <b>必要</b>
	15～20 mm/s	高速運転中では、 <b>横風に流される</b> 感覚がある	
	20～30 mm/s	通常 <b>の速度</b> で運転するのが <b>困難</b> になる	<b>輸送を中止</b> することも検討するべき
	30 mm/s	走行中のトラックが <b>横転</b> する	輸送することは <b>適切でない</b>
降雪時	大雪警報が発表されているときは <b>必要な措置</b> を講じるべき		
視界不良時 濃霧・風雪等	視界が概ね <b>20m</b> 以下であるときは <b>輸送を中止</b> することも検討するべき		
警報発表時	輸送の安全を確保するための <b>措置</b> を講じた上、 <b>輸送の可否</b> を判断するべき		

\* **輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分**を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、**輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送**したことが確認された場合には、「**貨物自動車運送事業法に対する行政処分等の基準について(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号)**」に基づき**行政処分**を行う。